

平成 2 9 年第 1 回

笠置町議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成 2 9 年 7 月 3 1 日

京都府相楽郡笠置町議会

平成 29 年第 1 回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第 1 号）

招集年月日	平成２９年７月３１日（月）						
招集場所	笠置町議会議場						
開会の日時及び宣告者	開 会	平成２９年７月３１日（月）			議長	杉 岡 義 信	
	閉 会	平成２９年７月３１日（月）			議長	杉 岡 義 信	
応（不応） 召議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 ８名 欠席 ０名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法第 １２１条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8 名 欠席 0 名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	石川 久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田 早知子	○	地方創生 担当参事 兼保健福 祉課長事 務 取 扱	東達広	○	
	企画観光 課 長	小林慶純	○	税 住 民 課 長	由本好史	○	
職務のため 出席した者 の職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会議録署名 議 員	7 番	松 本 俊 清		1 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成 2 9 年 第 1 回 笠置町 議会 会議 録

平成 2 9 年 7 月 3 1 日 会 期 1 日 間

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 7 月 3 1 日 午後 1 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 2 4 号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件
- 第 5 議案第 2 5 号 和解及び損害賠償額の決定の件
- 第 6 閉会中の継続調査の件

開 会 午後 1 時 3 0 分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

冒頭に申し上げます。

九州で発生しました集中豪雨により、犠牲になられました方々とその御遺族に対して、深く哀悼の意を表しますとともに、災害によって、今なお不自由な避難生活を余儀なくされています被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

犠牲となられました皆様方に対し、謹んでお悔やみを申し上げ、御冥福をお祈りいたしまして、黙とうを捧げたいと思います。

皆さんご起立ください。

黙とう。

（黙とう）

お直りください。

御着席ください。

ただいまから平成 2 9 年第 1 回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により 7 番議員、松本俊清君及び 1 番議員、西岡良祐君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日 1 日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議長からの報告は、特にありません。

議会運営上、議会運営につきまして、今臨時会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。町長、西村典夫君

町長（西村典夫君） 平成29年第1回笠置町臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多様のところ全員の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

梅雨も明け、ジリジリとした暑い日が続いていますが、各地では不安定な気象状況により、豪雨被害が多発しております。特に、九州や東北の被害は甚大でございます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

平成28年度の地方創生関連事業として、JR笠置駅舎の改修を行い、入居者募集など取り組んで参りましたが、このたび、出店者が決定した旨、笠置まちづくり会社から報告がございました。女性2名によるカフェ、ネイルサロン、服飾雑貨販売で、8月5日の夏まつりにはプレオープンするということです。皆さまのご協力をお願いいたします。

続いて、映画「笠置ROCK!」について報告をさせていただきます。

6月にイオンシネマ高の原で一週間上映をし、約900名の入場があり、大きな反響をいただきました。これを受け、全国上映が決定しました。2020年の東京オリンピックで種目となり、益々注目を浴び、笠置のにぎわいを取り戻す起爆剤と期待をしております。

今回、本臨時会にご提案申し上げます案件は、条例改正が1件、和解及び損害賠償額の決定の件1件の2件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第24号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君

町長（西村典夫君） 議案第24号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置いこいの館は町の公の施設であり、笠置町が出資、設立した有限会社わかさが管理運営をすると定められています内容を、指定管理者に行わせることが可能であると条文改正するものでございます。

施行期日は平成２９年１０月１日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 失礼いたします。議案第２４号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

現在の条例では、笠置いこいの館の管理運営を有限会社わかさが管理運営すると定められていますが、地方自治法第２４４条の２第３項関係条文に従い、笠置いこいの館の管理を指定管理者に行わせることが可能である条文に改正するものでございます。

それでは条文の説明をいたしますので、１ページを御覧願います。

第１条、設置につきましては、町民の健康促進と町内外者との交流並びに観光拠点施設として、いこいの館を設置いたします。

第２条で名称及び位置を定めています。

第３条、業務、第４条、休業日、第５条、開館時間等を定めております。

第６条、利用の許可、２ページをご覧ください。

第７条、利用の基準、第８条、許可の取り消し等について定めています。

第９条、使用料、第１０条、使用料の還付、第１１条、使用料の減免を規定しているところでございます。

第１２条、指定管理者による管理で、町長はいこいの館の設置目的を効果的に達成するため、必要があると認める時は、地方自治法第２４４条の２第３項の定めるところにより、町長が指定する者に管理を行わせることができると定めています。

３ページを御覧願います。

第１３条、指定管理者の業務で、指定管理者が行う業務の範囲を規定しています。

第１４条、利用料金制で指定管理者に、いこいの館の利用料金をその収入として收受させることができるとし、利用料金は別表の定める上限額を超えない範囲で指定管理者が定めるものとし、あらかじめ当該利用料金について町長の承認を受けることとしています。

４ページを御覧ください。

第１５条で原状回復義務、第１６条で損害賠償について定め、第１７条、委任におきましては、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則としまして、条例は１０月１日から施行するものとし、準備行為、経過措置はこの条例の施行日前において行うことができるとしております。

最後に５ページをご覧ください。

別表第９条、第１４条関係使用料金でございますけれど、その上限額を規定しておりますのでご覧いただきたいと思います。これが上限額ということで、この範囲内で指定管理者が料金を決めるというかたちになっています。以上、いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正について説明させていただきました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題につき３回までですので申し添えます。

質疑はありませんか。松本君。

７番（松本俊清君） ７番、松本です。いこいの館の条例改正につきまして、私は町民の目線、または利用者の立場としてお聞きします。

指定管理者をすることによって、町民の意見をどのように反映されましたか。また、経営検討会議の報告は、我々に７月１２日にされていますが、十分な責任を町民またはいこいの館関係者に説明されましたか。

もうひとつお聞きします。

今まで第三セクターでやってきたが、どこが問題になっていたのか。また、指定管理のメリットはどこにあるのか、これについて説明ください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず１点目、町民の方々、利用者の方々の御意見の反映というところでございますが、指定管理者制度を導入することによりまして、笠置町内の方々、また、温泉等、観光客の方々、多くの方々の利用者の意見を、より町民目線で反映させていただきたいというふうに考えております。いわゆるいこいの館と言いますのは、公の施設であります。公の施設を町が直接行うのではなく、民間のノウハウ、また、創意工夫を取り入れて、利用者の方々に、サービスにより一層利用のサービスを向上していただけるように、町として指導する所存でございます。

続きまして、第三セクターとしての問題ですが、こちらにつきましては、議会でも御議論させていただきましたように、民間経営の経営努力が一部欠けていたのではないかと

というふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。今、回答をもらったのですが、もう一度お聞きします。最後に指定管理者のメリットを説明してくださいと質問しましたが、回答がないのはどういうわけか。それと、私は町民の目線に立ってお聞きしたのですが、非常に各方面から了解を得ていると、説明が行き届いているということになっていますが、我々、経営検討委員会の報告は7月12日に報告してもらっています。今日、これ、改正ということになってきますと、一部の上層部で進行されたことになっているんじゃないか、町民の皆さんにどのようにPRされて、こういう制度を改正しようとされたのか説明してください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 失礼いたしました。松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

指定管理者の導入の件につきましては、先程もご説明させていただきましたように、民間のノウハウや創意工夫を公の施設の管理運営に活用することによって、公の施設により公共サービスを、また、より効果的にかつ効率的に提供するサービスを指定管理者の制度で期待しております。したがって、施設が利益を生む施設であるか否かにかかわらず、いこいの館自体がサービスの向上やコストの維持や削減を図る有効な制度であると考えております。

続きまして、検討委員会の結果につきましては、先日、議会特別委員会の中でご説明させていただいた内容でございます。その内容につきまして、町民の方々にご説明というところは未だできておりませんので、今後、指定管理者を導入することになりましたら、指定管理制度の説明、また、今後のいこいの館の在り方など、広報媒体を使いながらご説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。今、説明をいただいたのですが、指定管理のメリットというのは企業としてのノウハウということですが、一応、条例では町長が企画観

光課長に指示して運営するというかたちになっているんですね。それができていないというのに、何故、この指定管理者にメリットが出てくるのか。そういう点、理解できない。

それと、先程言いました一部上層部で進行しているんじゃないかということなんですが、この12日に報告書をもらって、何故、町民に条例を改正するのに説明をされなかったのか、PRされなかったのか。その時、私はアンケートをとったらどうかと提案しましたが、それをなさらずにここに提案された動議を町長にお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置いこいの館を指定管理者制度に移行していこうということについて皆さんの合意が得られず、町の上層部で決められたのではないかとご質問だと思います。

この指定管理者制度の移行するにあたりましては、検討委員会におかれまして報告をいただきました。その報告が重きをなしていると考えています。検討委員会の報告の中に、当面は指定管理者制度を導入して、それと並行して調査をし、やはり民間さんに経営を委ねることが笠置町に一番適すると、そういう報告をいたしました。そのなかで、メンバーの中には、観光協会の会長さん、また、商工会の会長さん、また、その中におきまして老人会や観光関係の方との聞き取りなどいたしまして、そういう声は充分踏まえて、指定管理者制度、この検討委員会の意見をいただいたと思っておりますので、町の上層部だけで進めた、そういうことではないと理解しております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉博君） 5番、大倉です。今、指定管理者のメリットということでいろいろおっしゃったけれども、先日の24日にいただいた指定管理者の考え方の中で、指定管理料の額なんですけれども、応募確保の観点から2,400万円で公募すると書いています。これを本当にこのとおりでいかれるんですか。これはやはり基金から第三セクターでやっていることでも、だいたい年間2,000万円の赤字です。これは赤字というより指定管理料という名前が変わるだけで基金から出るわけですね。だから、この予定で行かれるのかどうか。

それともう一点、検討委員会の話ですが、私も参加させていただきました。その中で、1回目、2回目は、やはり、しっかり議論いたしました。3回目の途中で変わりました。

町長、あなたが、２月２４日が第１回目で、そこでおっしゃったのは、いこいの館の改修が補助金をもらう７，７００万円の話が出た、そこから空気が変わったんです。それから段々、４回目、５回目はしらけて、５回目なんかは、１回目から１人が欠席で、５回とも出席されていません。５回目のときは２人とも、結局計３人欠席ですね、一番最後の詰めの会議に３人の欠席です。これは指定管理者ありきというか、諮問委員とかそういうのは行政の思惑とおりに進めることなんですけれども、私はその時には７，７００万円の話は知っておりましたけど黙っていました。

町長が話をされてから空気が変わって、２人に何故これなかったと聞きましたが、通知文がきてなかった、２３日の通知文が。また、ある程度が決まっているから行かないという声もありました。最初から指定管理、そういうことを最初に７，７００万円の話が出ていたらどういうかたちになっていたか、これは本当に諮問委員会とか行政のお墨付きでこんなことをやりましたからということを、我々もそういう仕事をやっていましたからわかります。あの場では、町長、そういうことを言ってはあきませんよ。せっかくみんなで一生懸命議論しているのに、そこから変わるから、本当に残念ながらそういう感じです。だからそういうかたちに指定管理に、そして私、その当時、会長に３回目が終わった時に、このいこいの館の検討委員会をやめて、町全体の会議をやったらどうですかと言ったことがあります。そうですねと笑っておられました。とりあえず指定管理の２，４００万円の考え方はどうですか。

議長（杉岡義信君）　町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君）　大倉議員の質問にお答えをいたします。流れといたしましては、この前、いこいの館特別委員会におきまして、指定管理者制度に移行していこうという、そういう議決をいただきまして、それを受けて、今回の臨時会を開いていただいて、条例を改正していく。それを受けまして、指定管理者制度の公募にあたりまして、その要項を決めさせていただきまして、また、特別委員会に相談をかけていく、そういう流れを考えております。その中におきまして、指定管理者制度もこれぐらいで考えています、これぐらいは適当ではないでしょうかと、そういう提案をさせていただきますけれど、特別委員会の合意を得て公募をしていきたいと考えております。

もう１点でございますが、そのいこいの館に対する、未だどうなるか分からない時点で、私が補助金のことを言った、これは問題だとおっしゃっておりますが、何回も私も検討委員会の中でも説明させていただきましたが、すごく有利な拠点整備という国の補助金の制度がありまして、もしもいこいの館が存続してそういうことに使えるならば、

すごく有利な補助金でございますので、挙げとこうということで手を挙げさせていただきました。それでいこいの館が思うような運びにならない場合は、国に説明をいたしまして、国に返還をしていくそういう考えでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉博君） 2，400 万円の回答はもらっていないのですが。

議長（杉岡義信君） 町長、2，400 万円の回答。

町長（西村典夫君） 答弁させていただいた中に、具体的な2，400 万円の数字は言いませんでしたが、指定管理者制度の公募を行うにあたりまして、指定管理料につきましてもこちらの考え方を提示させていただきまして、そこで特別委員会の皆さまの合意を得ていきたい、そのように考えておりますので、2，400 万円は決定したものではないです。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉博君） 5 番、大倉です。いえいえ、24 日にいただいた指定管理料の額ということでね、1，800 万円から2，400 万円、応募者確保の観点から2，400 万円として公募すると書いているんですよ。書いてませんか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。先般の特別委員会の時に提出させていただきました検討資料（案）でございます。その中に指定管理料の考え方といたしまして、一定の幅はありますけれども、現在のところ1，800 万円から2，400 万円の範囲で決定することが適当と考えられると述べさせていただきました。あくまで、未だ案の段階でございます。今後指定管理者の応募があるかどうかという観点から2，400 万円という額を示させていただき、これでさせていただきたいというふうに資料上は述べさせていただきましたが、町長申し上げましたとおり、今後、指定管理者の募集要項におきまして、いくらの指定管理料にするのか、指定管理料の考え方を再度皆さま方にお諮りをさせていただき決定したいと、そのように考えてお

ります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉博君） 5 番、大倉です。それでは、今日、条例案が通れば、我々議会の中の議論の余地がなくて、行政側と指定管理者との話し合いになるのですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先程も申し上げたとおり、今日、議決をいただきましたならば、早急に指定管理制度を使っていくうえでの要項、公募内容を早急に作成させていただきます。それを独自で行政が勝手に公募することなく、いこいの館特別委員会に諮らせていただきまして、皆さんの合意を得て公募をしていく、そういうようなかたちを考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉博君） 5 番、大倉です。視点を変えてですね、今、現在いこいの館は、1 階は何時、2 階の食堂は何時、温泉は何時までやっておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。現在、いこいの館につきましては、午前 10 時から午後 9 時までの営業となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉博君） 5 番、大倉です。本当に午後 9 時までやっておられますか。課長見られたことがありますか。1 階なんか午後 8 時に閉まっていますよ、真っ暗ですよ。特に町長は 1 階によく行っておられるからよく御存知だと思うんですけど、午後 8 時に閉まっているんです。これは条例にはやはり午前 10 時から午後 9 時と書いてあります。そこには、たとえば町長が必要と認めた場合、この必要と認めた場合は特に台風とか何かの

異変があった時には認めなければならないが、それ以外は午後8時で閉めるのはおかしいですよ。そういった意味で私は今回の条例案の改正を見ていると、17項目あるのですが、町長云々、町長云々という言葉がものすごく多いんですよ。話は変わりますが、東参事が当時国保の関係をやっておられた時に、国保の審議会で町長が認めたものの条文がありましたが、これ以外に何があるんですかと尋ねたら、結局はそれを削除されました。その時町長もおられました、町内の方2人とあと2人おられました。やはりこれを通せば議会の手が離れるんですよ。町長が認める、ほんとにいかがかなあと、条例のつくり方、これがたとえば通れば、インターネットで流していただいています、通れば恥ずかしい話ですよ。「町長が認めた」のは、ほんとうに恥ずかしいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町長が認めた、そういう項目が多くて肝心の条例が空文化してしまう、そのようなご指摘だと思います。町長が認める、そういう案件につきましては、大倉議員言われますように、よほどのことや町長がそういうことを許可していく重大さ、いろんなことを鑑みまして、慎重にこのことは、そういう権利は使用してはならない、そのような立場でこれを凝視していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。私はこの条例の改正案の中身に入る前に、町長に確認しておきたいのですが、先程、松本議員の質問の中でも指定管理制度にすればメリットは何かという答弁の中で、民間のノウハウを取り入れてとおっしゃっていましたが、私思うのは、民間のノウハウというのは今迄第三セクターでやってきた中でも何回もやってきたことです。というのは、初めは支配人制度で直営で、わかさぎ有限会社でやっていましたが、そのあと民間のかしばさんにやってもらい、その後、現在コモンズさん、土埃さんの民間の力を入れてやってきております。ところが、年度決算によりますと、年間2,000万円程度の赤字が出ている状態が続いておるわけです。こういう中で2月から町長は経営検討委員会をつくられて、そこで今後どうしていったらよいかと検討されたわけです。その結果、この報告書をいただいて報告は受けました。

そこで私は申したいのは、経営検討委員会の結果でも指定管理制度でやっていったら良いという案が出ています。それによって町長も決断されたと思っているんですけども、指定管理制度を、今、何故そうしないといけないかということは、町の財政がもたない

という大きくクローズアップされているわけです。毎年2,400万円程度の交付金を出して、ふるさと基金からやっていっていると。あと、1億余りの基金しか残っていないということになると、先程の大倉議員の質問にあった2,400万円指定管理料、未だ決定されていませんが、もし2,400万円でやっていこうとしたら毎月200万円の赤字を出してやっている今現在と変わらないんです、そうでしょう。その辺を指定管理するのは方法として私はいいと思いますよ。今のわかさぎ有限会社なんか、会社としての業務はなしてないから指定管理制度にした方がよいが、そうなってくると指定管理料をいくらで交渉できるか。また、2,400万円程度の指定管理料を出さないと来てくれないということもありますよね。ここにも書かれていますように、こういうことを考慮してやっていかないと、私は指定管理制度をやるのに反対はしませんけど、町長、1年ぐらいの期限を切ってやってもらいたい。もし収支がマイナスの状態が続くなら、その時はもうきっぱりと廃止する決断を持ってもらいたい。そのぐらいの決意をもってやってもらわないと、何回も毎年同じことを繰り返しているんです。私、議員にならしてもらって8年間やってきたけども、こういうことばかりやって、毎年方法を変えてやってきている。一向に実行があがらない。それぐらいの強い決意をもってやってくれるのでしたら、私は指定管理者制度は良しとしますけれども、その辺、町長の考え方を答弁してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。既に食の部門は土埃、浴の部分はコモンズという民間に委託しているのではないかと、それでも効果が表れていないとおっしゃっていると思います。今、その民間のノウハウ、力が十分に発揮できていない。その原因は、わかさぎとコモンズ、土埃との契約の内容が民間の力を最大限に発揮できないような内容になっているのではないかと考えております。コモンズさんとは月、大体80万円程度、また土埃さんについては18パーセントをわかさぎに納めてもらう、そういう仕組みがコモンズさん、土埃さんの民間の力を存分に発揮できていない、そのようなことを考えられると思っております。

また、指定管理者制度をいつまでもいつまでも続けると基金がなくなってしまう、おっしゃるとおりだと考えています。私たちは指定管理者制度の期間は2年と決めております。その2年の間に市場調査をさせていただき、完全に民間主体に経営を委ねられる、そういう事業者を見つける努力をさせていただいて、完全に民間に委託するよう取り組んでいきたいと思っております。検討委員会の報告にもございましたように、指定管理

者制度を使っているその間に、適当な事業者が見つからない場合は、大きな判断をなささい、そのような報告を受けております。これは、真摯に受け止めております。そういう気持ちでこの２年間指定管理者制度を使わせていただき、経営の抜本的な改善を図っていき、新たな展開にもっていきたい、そのような考えでおります。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

１番（西岡良祐君） 西岡です。指定管理にして指定管理料の算定は、前回特別委員会で副町長の方からいろいろ説明がありました。これはそのとおりだと思います。いろいろなケースが書かれていますが、指定管理者の方としたら、今現在、月２００万円程度の赤字が出ているので、２００万円ぐらいの指定管理料をもらわないと入ってくる業者はおらないと思いますよ。誰が考えても明白です。その辺の指定管理料の２番の案でいくと、収入が多かった場合は指定管理料を下げていくという方法も考えられるけど、要するに、いこいをこれから続けていこうとしたら、入客数を増やさないとどうもならないと。今迄８年間やってきて、結論出ているんですよ。入客数を増やすための改革、努力をされないとこれは絶対うまくいかないですよ。その辺をもっと考えてもらわないと、これ、指定管理者に任して２年間やってみる言うけど、指定管理者が努力してくれて、収入を増やす業者さんやったらいいけども、それじゃなかったらずっと同じように２００万円指定管理料を払っていかないとということです。これやったらあと５年ほどしかもたないですよ、町長。町長は任期あと３年残っているんですが、その間にけりをつけるぐらいの決意をもってやってもらわないと困りますよ。やる気がなければ今回やめて、廃止にした方がいいと思いますよ。これ、検討委員会の報告書にも出てますけど、今の現状のままの形態でいくのであれば、廃止した方が最適ということを書いています。その辺の決意をもってやってもらいたいと思います。

中身に入ります。この条例は前の条例から変更されたわけですが、第１２条の指定管理者による管理ができるということを入れただけのことです。１ページの利用の許可、これ、利用といたらお客さんが利用することですね。これ、いこいの館を利用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない、これどういうことですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

第６条、利用の許可、あと７条、８条と許可関係が載っております。利用というのは、

もちろん温浴の利用の方もおられますが、中にも出店するとか、いこいの館に関してお客様であり、また、商売をされる方、その方々の利用とするところを含んでおります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。そういうかたちでしたらわかりますよ。たとえばゲートボール場を使用するとか、そこで何かを売るとか、そういうのであればわかるが、これやったら入浴する人に許可をとるということになるのと違うの。それやったらその辺のことを書かないと。そもそも許可をとって入ってもらうということはダメですよ。

それと、もうひとつ質問ですが、条例の 1 ページ、2 ページまでは使用料で出ていますね。指定管理制度にして指定管理者が決まったら、これは利用料と読み替えるということではよろしいのですか。

議長（杉岡義信君） 答弁はよろしいか。

1 番（西岡良祐君） けっこうです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） これ、総務財政課長にお聞きしたいのですが、今迄はわかさぎ有限会社に第三セクター方式でやっておって、赤字が出たら町から交付金として基金から出してましたね。これ、指定管理制度を導入して指定管理料を払うというかたちになると、普通交付金か特別交付金等の補助はもらえないのですか。その辺は可能性はありますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。今の西岡議員の指定管理料の財源ですが、今のところ、交付税に入るとかというような案件にはなっていないと思っております。たぶん今の状態でいくと、基金の取り崩しが先ず行うものなのかなと思っております。ただ、特別交付税については、施設の管理というところもありますが、該当してくる内容ではないのかなと、今のところでは感じております。また、担当者にも該当する補助金が無いかどうか、商工関係でそういうものはないのか、補助金の方あたってもら

いますが、今の状態でお答えできるのは、たぶん基金からの取り崩しということになるのかなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君

1 番（西岡良祐君） 最後にもう 1 点お聞きします。総務財政課長として、もし指定管理料、月 200 万円、年 2, 400 万円出していく場合は、町の財政状況、あと何年大丈夫と言えますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西岡議員の質問にお答えさせていただきます。今、いこいの館に充当している基金は、ふるさと基金になっております。その基金が、先程も出ておりましたように、1 億円ほどしかございませんので、仮に月 200 万円、年間 2, 400 万円、それを出すということになりますと、5 年ぐらいいの見込みになってしまうということです。先程、町長も言いましたように、月額 200 万円の決定ではありませんので、何年とも言えませんが、仮に月額 200 万円となるとそういう見込みになってしまいます。ただ、指定管理として、今、2 年という目途を持っていると聞いておりますので、その後、調査上どうするかというところで相談になるのかなと思っております。ただ、財政的には今は基金しかございませんので、厳しくなっていくのは、5 年で枯渇する厳しいものであるという認識をもっています。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君

3 番（向出健君） 3 番、向出です。基本的なことを確認したいことがあるのですが、先ず、私の考え方を述べさせていただきたいのですが、いこいの館自身の経営をトントンにする、黒字化するのは大変困難なものであるという認識をしています。一般的には、市場でうまくやっていくためには需要がなければならないと。ところが、当然のことながら笠置は人口が少ない中で、観光の方が来られているが、都市部と比べれば大変厳しい状況になるというふうに考えています。これは当たり前のことを指摘しているだけですが、お聞きしたいのは、経営改善を行うと、民間のノウハウを活用して経営改善を行うと示された案には書かれているわけですが、経営改善は黒字か、少なくとも収支をトントンに持っていくということを指しているのか、今迄提供されたサービスの質、もし

くは利用者のニーズに合ったかたちにしていくという意味なのか、両方を含んでいるのか、その点お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の質問にお答えさせていただきます。経営改善の中身ということでございます。当然、叱責なものをサービスの提供に関して最高なものを提供していただく、それにより顧客の満足度を高め、新たな顧客の獲得、リピーターの確保、そういったマイナスのスパイラルじゃなく、正のスパイラルへ持っていくというのが経営改善であろうというふうに考えております。数字的には、やはり収支トントンよりも黒字を目指すというのが当然でございまして、先程来、議論がありますように、上限2, 400万円、仮に2, 400万円の指定管理料というものが決められた場合でも、黒字化した場合、指定管理料を減ずるといようなことを約束ごととして定めていきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出健君） 3番、向出です。そこでお聞きしたいのですが、黒字化を目指すということだというと、赤字の状態が続くならば、もう閉鎖をするという方針になっているのかどうか、その点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理者制度を利用いたしまして、経営をやっていく中で、黒字とならなかつたら閉鎖していくのかという、そういう質問だと思いますが、そういう場合でも経営を続けていく方針でございます。できるだけ行政といたしましては、指定管理者に対して指導を行って、経営の改善を図っていく、一緒にやっていく、そういうかたちの中で、当面、経営改善を図っていく、そこから自ずとして結果が出てくると考えています。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出健君） 3番、向出です。そうすると赤字でも経営をやっていくと言われまし

たので、赤字でも存続するということは、いこいの館の存続意義というのが収支だけによらないものにあるというふうに考えておられていることですが、これまでに明確な私たちで経済効果、もしくは福祉的な役割を示されたという記憶が自身にはないのですが、たとえばＪＲの利用の維持促進に役立っている可能性があるのではないかというふうに考えるんですが、それを利用していこいの館に入った方が何人ぐらいおられるのかといった基本情報も提示されたことは記憶にはありません。それから、住民の方の健康促進というのも案に書かれていますが、利用者が少ない状態にある中で、たとえば町民の方が１回入れば５００円、４人家族で入れば２，０００円、かなりの負担感があるんじゃないかという。しかし、こうした料金の見直し、たとえば家族割を導入すると健康促進という福祉的な目的を達成するためにも、そういった努力がいるのではないかというふうに考えるんですが、これまでは、なかなかなされてきてないと。それで２，４００万円、最大指定管理料を出すと案が示されているということは、それだけ出してでも維持する意義があるということで出されるんですが、これまで明確な数字、根拠が示されたということはありません。その点について一体どういう考えなのかということを知りたいわけですが、示された数字というのは、京都市内の観光の平均値の一人当たり使う額を、笠置町のいこいの館に入っている方をかけて出したという数字ですから、とても笠置町の実態にあったものではなかったというふうに思います。その点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 経営が赤字になった場合でも、指定管理料以外に指定管理者の業者に支払うことはございません。赤字になった場合でも指定管理者の業者が背負うということになりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

具体的にいこいの館に関して、どういう効果が出ているということは、実際ＪＲ利用の方とか、具体的には計算をしておりますけれど、先日のいこいの館の運営に関して若干の報告をいただきました。いこいの館があるからこそこういう効果があるというのは、検討委員会の方から報告をいただきました。

それ以外、町独自として検討したことはございませんが、検討委員会から報告をいただいたそういうことも議員もご承知だと考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2 番（西昭夫君） 2 番、西です。指定管理制度に移行することは反対ではないのですが、十数年赤字が続いている施設を指定管理で公募するとなると、皆さん明確に思っておられると思うんです。ゆくゆくは指定管理料が無くても経営が成り立つような業者を呼びたいと思っておられるのであれば、町側として業者を探して、積極的営業をされることはないのですか。今迄は赤字が出たから補正予算組んでというのは、消極的投資やと思うんです。たとえば、積極的に営業をして業者を呼んで選定して指定管理し、ゆくゆくは指定管理料も無いように経営が成り立って、黒字を出して、それで税金を納めてもらうのであれば、この数年間の指定管理というのは積極的投資になると思うんですけれども、町側としては業者選定、または業者を集めるための積極的営業をする予定はあるのですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西議員の質問にお答えさせていただきます。指定管理の業者をどのように探し出してくるのか、営業をかけていくのか、大変これは作戦が必要かなというように思っております。温泉施設はかなりの経験がないと運営ができないということが言われておりまして、温浴施設並びに食堂を併設した複合的なレジャー施設の運営経験があるところに対しては、積極的に町として指定管理があるけれども、いかがなものかということで、お誘いといいますか、働きかけをさせていただきたいと考えております。

現在、新聞に指定管理ということが出ました。その影響といいますか、そういう背景もありまして、何社からはお問い合わせ等をいただいております、そういう業者さんとの接触を大事にさせていただきながら、指定管理といったものに対して、そういう業者さんがどのような思いを持っておられるかくみ取りながら、先程申し上げておりました指定管理者募集要項等に出来る限り反映させていただき、応募していただけるような、そういう方向へもっていききたいと。更にそれ以外の業者の方々も京阪神地域には多数いらっしゃると思いますので、今後、積極的にそういった方々に対して働きかけをさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。先程お聞きした中で、再度お聞きします。ひとつはですね、指定管理者の業務について第 13 条の 4 号の町長が必要と認めた業務という

ことを謳ってあるのですが、これどういうことですか。指定管理者は経営権がないのですか。今迄、町長が笠置町でやっておられて指導されていたのですが、どういう部門が入っているのですか。

もう1点。今、2,400万円という話が出ておりますが、これと修繕費が加算してくるんじゃないですか。そうすると2,400万円以上の金額になるんじゃないですか。そういう点どうですか。平成18年から改修もやられていないというかたちで、今度7,000万円で改修をやられると。しかしですね、月々機械による償却または修理等の金額が嵩んでくるんですよ。それであなたは2年間やるということになると、前田課長から言われて、あとしばらくいけるといふ、そういう問題じゃないんじゃないですか。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 1点目、13条の4、前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務は、これは何ですかということですが、経営を実際やっていただく中で、いろいろな問題が生じてくるだろうと思います。そういう場合におきまして、町長が相談や指導をやっていく、そのような業務と考えています。

もう1点。指定管理料以外に修繕費が町にかかってくるのではないかと、そういうことですが、町の施設でございますので、修繕費は指定管理料以外にかかってくると考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今ですね、13条の件ですが、物事を起こるということを発言されてますが、今迄、町でやられてなかったんですか。それだったら赤字が発生されている時に、どういうことを指示されたということになるんですか。町長が認める業務は、それはどういうことを謳ってあるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の質問にお答えさせていただきます。先程の町長の答弁を若干補足させていただきたいと思います。第13条の第4号でございますが、町長が必要と認める業務と申しますのは、たとえば一般的に温浴施設であれば温泉があります。

温泉のそういう管理の業務は当然であります。更に食堂飲食部門というものもございます。そういったものも当然でございます。更に、いこいの館を利活用したにぎわいを創出し、周辺に活気をもたらす事業等、今後、やはりいこいの館の経営改善に向けて、あるいはいこいの館が町の観光の中核施設として存在するために、必要な事業は沢山出てくるであろうというように思っております。そういう積極的な意味合いでの町長が必要と認める業務というように解釈をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。今ですね、回答をもらったのですが、先程言いました2,400万円にプラス修繕費をしたのですが、加算してまでも2年間契約を規約どおりに経営されるのか、私はこれに反対したんですが、検討委員会に廃止ということで同意はしたんですが、町長はそれでもやるということでこの規約を改正されたと思うんですが、再度お聞きしますが、やられるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、先程、西岡議員もおっしゃれましたが、任期はあと2年と8カ月でございます。負の部分の次の世代に残してはならない、そういう思いで取り組んでいかなければならないと考えております。私の公約のひとつの中に、いこいの館再生というのが大きな柱になってございます。いこいの館を再生することが町の創生に繋がる、そういう信念を持っております。指定管理者制度に移行して、業者と一緒に経営の改善を図り、2年目におきましては指定管理料も減額していける、そういう思いで取り組んでいきたいと思っております。修繕が出た場合、皆様に報告させていただき、町民の皆様に報告させていただき、基金から取り崩しをさせていただきたい、そのような思いでおります。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西昭夫君） 2番、西です。戻るようですが、先程、松本議員がおっしゃられた修繕費は出す、向出議員の時に指定管理料以外は出さないと言われたが、13条の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。第3項のいこいの館の維持管理に関する業

務については、修理は含まれてないのでしょうか。町長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西議員の質問にお答えをさせていただきます。指定管理業務の例を見ておりますと、当然、先程、町長が申し上げましたように、町の施設でございます。町の施設の維持管理に関しましては、当然、町が行うのが基本でございますけれど、指定管理に係って日常的な、たとえば小修繕でありますとか、日常的なメンテナンスに関しましては指定管理者が行うというようにされているのが多くの指定管理の場合の事例でございます。大規模の修繕等につきましては設置者の負担というのがルール化されているようでございまして、そのあたり、どこで線を引くかに関しましては指定管理者と協議の上、決定していきたいとそうように考えています。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。町長にお伺いしたいのですが、今現在、わかさぎの社長でおられる町長。町長が考えられるいこいの黒字化に向けてどういうことができるのか。町長は普段から利用されていると思いますので、そこに明確なものはあるのかないのか、何をどうすればどうなるのか。もう今日で31日です。あと2カ月あまりでそういうことを具現化していかないといけないということは、もう、プランがとおりになるでしょう。それをお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 当面ですね、今、利用していただいているお客さんが不便、クレームを付けておられる部分は早急に修理をしていかなければならないと考えております。具体的に、入り口が固いとか、自動ドアが開かないとか、カーペットにシミが入っているとか、いろんなことを指摘されております。そういうことにつきましては、見栄えも良く清潔感を醸し出せるような修繕をしていかなければならないと考えておりますし、クーラーの不具合の部分も多々出てきております。そういうことも住民サービスを考えまして、修理をしていかなければならない。来ていただいたお客さんが快適に過ごしていただく最低条件を先ずクリアしていきたいと考えております。

そのうえにたって、いろんな集客について考えて、いろんなアイデアを出して取り組

んでいきたい。たとえばマルシェルとか小さなイベントとかが、いろんなことをいこいの館周辺におきまして開催をしていただきまして、そういうことを集客に繋げていきたい、そのようなことも考えております。

また、従業員に対する接客などのクレームも出ておりますので、そういうことも指定管理者の方々といろんな相談をし、指導もしながら、来ていただいたお客さんに快適に過ごしてもらうような施設にしていきたい、これが最低の条件だと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） それは何故、今、できないのでしょうかね、お聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、当面、できるところから手掛けているのは事実でございます。早急に修理しなければならないところは、休みの水曜日、第1、第3に利用させていただき、順序をおって修繕をさせていただいております。

また、従業員の接客に対することにつきましては、コモンズ、土埃さんの社長に、最近こういうクレームが来ていますと、そういうことをお伝えして、指導してくださいという取り組みもしております。

また、いろいろな取り組みをしてきたわけですが、今の体制ではなかなか小手先だけの取り組みになってしまっているような感じがして、思うように集客には繋がっていないような感じもしております。10月に向けまして、もっと大規模なイベント等を考えて集客に努力していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君

6 番（坂本英人君） 町長、おっしゃっていることは3割ぐらいはわかりますが、今、この空気を感じてもらってもわかると思うんですけど、今、できないことを指定管理者になってできるのかというのは、たぶん、今、僕たち議会の中でも懸念される場面だと思うんですよ。今、クレーム挙げられているところが直せないとか、接客ができていないとかということを改善したら、どれだけのお金が生まれて、経営が改善できて、いこいが黒字化できるかというのが、今の答弁では全く見えてこないんですよ。尚且つ、この笠置町がどういう位置付けでいこいの館を見て、いこいの館がどう使われることによっ

ていこいが黒字化していくのか、みんなが大事と思える企業になっていくのかということ
ころが町長の答弁では、悲しいけど見えてこないんですよ。だからみんなが頭にハテナ
があるような感じで、この議場の中の空気があると思うんですよ。そこを明確に論じら
ないと、これから出てくる募集要項も信憑性が全くゼロに等しいと、僕は今の段階で思
います。そこをこの場で言ってもらわないと、今日、ここに慌てて開いた意味がないん
ですよ。その辺どうですかね。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館の再建にあたっての具体的な姿が見えない、そういうこ
とだと思います。いこいの館のこれからの再建につきましては、今迄行政側からの立場
でいろんなことを仕掛けてきましたが、それはやはり限度があると感じております。今
後は指定管理の民間のノウハウを充分引き出しまして、行政と一体となりまして、いこ
いの館の再建に取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） まあ、こういうことですよ、まさしくこういうことなんですよ。何
ができるのか、何がしたいのか、笠置がどうあるべきなのか。10年後のいこいはどう
なっているのか、僕たちの子どもが大きくなった時に、未だあそこは動いているのか、
ましてや近くにおられる方は造成工事が始まってきたようなニュアンスも受けている
と思います。あそこに未だ1億5,000万円の社を建てるんですよ、これから。だか
らいこいを潰せないことも皆さん承知の上だと思うんですよ。ただ、今あるものを良く
できないのに、また新しいものを造って、それがほんとに運営できるのか、これがみん
なの不安じゃないですか。そこをいこいができて17、18年ですよ。赤字続きですよ。
ずっとみんな使ってきて、良いところ悪いところもわかっていて、良いように転んでいか
ないこの事実が、今、町民の中にあるわけですよ。そこを最高権者である町長、わかさ
ぎの社長である町長が具現化できる武器を持ってないですかと、それが一番の不安です
よ。

そこで何ができるのか、誰が笑顔になれるのか、誰が儲かるのか、そういうことを一
切今日聞かれないわけですよ。

サービスができていなかったら人が来ないのは当たり前です。そんなことを聞きたい
んじゃないくて、こっから、いこいがどうなったらどんなお金が落ちてくるんか、この相

楽郡にはどんな可能性が秘められてんのか、そういうことを聞けないと、いこいにここから投資するメリットがどこにあるんですかということをお願いしなければいけない。そういう立場で言い続けられないといけないんですよ。ただ単純にひっくり返したら弱い者いじめに見えるんですよ。そうじゃなくて、だからこそやるんやというところを腑に落とさんと、誰も納得して今日帰れないんですよ。そこを聞いているんですよ。よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員のご指摘、ご質問、そして先程の町長の答弁を若干補足させていただきたいと思っております。非常にこの20年間、最初は調子が良かった。そして、これはいけるものだというふうに思っておられたんですが、段々と周辺の観光の状況、あるいはレジャーの多様化、経済状況の変化等により、お客が減っていった。そこに具体的な手立てが打てないままずっと来たというような状況であっただろうと思います。いこいの館にどのような夢を描いていくのか、私は町長に代わって申し上げますと、やはり笠置の心のよりどころ、そして観光の核、さらにもう一言申し上げれば、稼ぐ唯一の場所であるというように認識をしております。稼ぐ力が衰えているのかという決してそうではありません。先程申し上げましたように、いこいの館が指定管理になるというような新聞記事が出た直後に、ある温浴業者の方々からこういうご意見をいただきました。大変、素晴らしい施設である。お湯の質も良い、そして、まだまだ可能性があるのではないですかということも言っていただきました。私は大変救われた思いがしました。

これまでの答弁の中で、指定管理にすれば何とかなるだろうという的なお答えといたしますか、そういう流れになってしまったのは大変申し訳ないと思っております。指定管理者にどのような条件を付け、どう指導していくのかは町であります。そして、皆様方からご意見をいただき、指定管理者に対し、こういう条件を付けろ、このように指定管理者の活動を指導しろとおっしゃっていただくことを私たちは期待をしておりますし、また、私たち自身も指定管理者に対しては、これまで20年間できなかったことをこうしてほしい、隣の南山城村には道の駅ができました。和束町にはカフェが。賑わっている周辺の状況を踏まえて、この笠置が浮上するために、より多くのお金を稼ぎ、町民の方が潤うために、この場所を最大限利用して稼いでほしい、そういうように私たちは指定管理者の方に訴えていきたいと思っております。当然、その指導を行うのは町でございます。町も勉強させていただきます。どのような施設が稼いでいるのか、どのように

すればお客が増えるのか、先程来、入湯者の人数を増やすのは大変困難であるという御指摘もいただきました。そのとおりでございます。大変困難でございます。であれば、マーケットがどこにあるのか、しっかりリサーチして、そこへお客を取りに行く、そういう活動をさせていただきたい。そういったことを町長以下しっかりと考え方として持たしていただき、指定管理によりその具体化を図らせていただきたい、そのように考えております。どうかご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。今、副町長の方から固い決意をいただきましたけれど、それは誠にありがたいと思います。先程の向出議員の質問の答弁の中で、町長は赤字でも続けていきたいということをおっしゃったと思うんですけど、これは取り消していただけないか。私は先程も言いましたが、決意をもって期限を付けてやってほしいと言ったわけです。赤字でもやっていく甘い考え方で、この指定管理制度を導入するのでしたら私は反対です。その取り消しと、地方創生の中で笠置町の総合戦略、この中にいこいの再建ということは一言も当初入ってなかったんです。私は議会で質問しました、なぜ一番大事にしているいこいのことが全然入っていないということで、その時の答弁は、町長はいこいの館は、特別、別に再建計画を考えていくと答弁されたと思うんですよ。そういう考え方の中で、赤字でも続けていくということで、今日、指定管理制度を出してもらったって私は賛成できませんわ。それを取り消してもらいたい。今、副町長が決意を述べられたように、そういう考え方でやってもらうのでしたら私も協力はしたいと思います。どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私の答弁の言葉が悪かったと反省をしております。赤字になってもやっていくのかということですが、これからの取り組みの中で、そういうことは発生しないと考えております。指定管理料以外はそれ以上赤字が出ても町は払わない、そういうことでございますので、赤字には繋がらないと考えております。また、先程も言いましたように、この2年間におきまして、経営が改善されないときは、完全に民間に委託できるように市場調査をしながら、完全に町から手を離していきたい、そのように考えております。赤字になっても続けていくということは訂正をさせていただきます。

議長（杉岡義信君）　ほかにありませんか。坂本君。

6 番（坂本英人君）　6 番、坂本です。この 2, 4 0 0 万円で募集要項を上限はどこまでいくかわからないのですが、たとえば笠置キャンプ場で上げられている収益というのは、僕のイメージではいこいのマイナスを補う大きな材料になり得ているじゃないかということまで僕の中ではイメージをしています。そこまで町長、いろんな範囲のことを考えてやる覚悟はおありですか。

議長（杉岡義信君）　町長。

町長（西村典夫君）　今、ここすぐにですね、キャンプ場の指定管理をいこいの館と同時に指定管理をされてはどうですかという意見でございますが、それも将来的には選択肢のひとつとして考えますが、けれども、今迄の経過におきまして、観光笠置がキャンプ場を管理していただいております。そういう流れもございますので、すぐにキャンプ場を観光笠置じゃなくて、いこいの館の指定管理の中に含んでいくというのは、すぐにはできないと思いますが、将来的には選択肢のひとつであると考えております。

議長（杉岡義信君）　坂本君。

6 番（坂本英人君）　坂本です。将来はいつですか。

議長（杉岡義信君）　町長。

町長（西村典夫君）　指定管理者制度を当面 2 年間を考えております。その後につきましては、市場調査もしながら民間に還元委託をしていく、そういう努力をしていくわけでございますが、その中におきまして、キャンプ場の管理についても考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君）　坂本君。

6 番（坂本英人君）　坂本です。町長は、あと 2 年 8 カ月の任期とおっしゃった、指定管理をいれて 2 年間は試みると。引き算をすると 8 カ月が残ると。その 8 カ月でそれがなされるのかどうなんですかね、今すぐ考えられることを 2 年間先送りして、自分がその

立場である8カ月という時が決まっている、その時に考えるのか、それとも1年ぐらい指定管理で実働を行って、その時に考えるのか、どのタイミングで考えられるのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 2年間の指定管理者制度が終わって、そこから考えていこうということではありません。この指定管理者制度を2年間やっていく中で、次の市場調査をやっていく、そういうことも含めて、そういうことも考えていくということでございますので、2年間何もしないでその8カ月でやる、そういうことではございません。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君

3番（向出健君） 3番、向出です。答弁聞いていまして、疑問に感じたことがあるんですけど、赤字経営でも続けていくというのは、2年後、経営が改善されないようなら民間に完全に委ねたいと言われたと思うんですが、黒字化を大前提とするということは、来た業者がここは黒字化できると判断をしているということになると思うんです。だとすると、指定管理料を払わなくてもいいんじゃないかという、黒字化できる自信がある業者が来たならば、指定管理料はいらない話になるんじゃないかと、そういうふうに感じたわけですけど、そうじゃなくて、経営が難しいけれど、福祉的な効果、経営効果等を重んじて税金を投入するということであれば指定管理料をそういう意味をもっていうかたちで投入する意味もわかるんですが、単純に黒字化を目指してやっていく話であれば、元々、指定管理料の2,400万円はいらないのではないかという、完全に収支を持ってもらって運営をしてもらったらいいんじゃないかというふうにもどうしても感じてしまうんですが、その点はどう位置付けられているのか。先程の話だと、経営が黒字化するということが前提なのか、あくまで福祉的な効果として維持するということが先にあるのか、どうなっているのかよくわからなくなったので、きちっと答弁をいただきたいのですが、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理料の在り方でございますけれど、今、現に月に150万円から200万円の赤字が出ております。これをやはり大きな状況だと考えております。

指定管理者の方に担っていただくためには、当然、現実におきましては、それぐらいの指定管理料がいるのではないかと、そういう判断をいたしまして、それぐらいの指定管理料を考えている、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君）　ほかにありませんか。坂本君。

6 番（坂本英人君）　さっきの途中ですが、いつやられます。町長はどこまで覚悟を持っているいろんなことを改革されようとしています、僕はそれをお聞きしたい。河原がどうかこうとかという話よりも、町長はどういうふうなところに笠置に利益がおちていて、どういう可能性が秘められているか一切言わない。観光笠置がどうか、どの思いがどうかという話をしているわけじゃなく、笠置に今どういう可能性があるからいこいを残すということを一切聞けないわけです。副町長はおっしゃった、自分の足で稼ぐ、みんなで協力しないといけない。町長の口から笠置の可能性というものが聞こえてこないですよ。僕は今日言うのはたとえ話ですよ。キャンプ場にはそういうお金があるという事実があると。片方では赤字の施設があるという事実、これを足して引いてできないような生ぬるいことなら、ほんまに残す必要があるのかどうかという話ですよ。こっちはここまでやけど、こっちはこれでいいねんと、そんな状況なんですかね笠置は。もういい加減先送りをするのは止めた方がいいんじゃないですか。

議長（杉岡義信君）　町長。

町長（西村典夫君）　笠置町の中にもいろんな取り組みの中で改革をしていかなければならないと、そういうことは多々あると思っております。今回、いこいの館を抜本的に変えていく、これも私は大改革だと思っておりますし、これを機にほかの改革にも取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君）　坂本君。

6 番（坂本英人君）　坂本です。町長、理解ができないですね。抜本的改革という言葉が使われるのでしたら、その抜本的が自分の中にあるはずなんです。その抜本的が具現化できていないから、今、こうなっているんですよ。町長、抜本的とおっしゃるなら、抜本を僕に落とし込んでください。町民にお聞かせください。そこなのですよ。町長の抜本はどこにあるのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 抜本的改革、そのことはいろいろあると思いますけれど、今、当面、私といたしましては、今迄第三セクターでいこいの館の経営をしてきたわけですが、慢性的な赤字に陥った、これにつきましてもその時その時の赤字補てんで過ごしてまいったわけです。これではいこいの館が存続することはできませんし、今こそ思い切った改革をしなければならない、こういうことを思いまして、いこいの館の抜本的な改革を取り組んでいく、そういうことのひとつだと私は考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。坂本議員の指摘が出ましたので私もそれに補足して申しますが、地方創生の中で笠置町はどうやっていくべきかは以前から話は出ています。というのは、白砂川整備工事の中途半端なことで終わっている、これが問題なんです。今、坂本議員が言っていますキャンプ場、いこいの館、ボルダリングの話が出ています。府立公園のこの3つを結ばんとあかんということは4年前から目標を掲げてやってきたわけです。それが中途半端で終わっている。これを私は議会でも質問しているけれど、継続としてやっていくということで、前の建設産業課長の答弁も出ていましたでしょう、これ、今、坂本議員が言っているキャンプ場、今、笠置町で収益があるのはキャンプ場ですよ。あそこのキャンプ場を割引券を発行して、いこいへ行ってもらうこともやっていますが、それよりも、坂本議員が言っています一体化して運営していったら、もっといこいの入客数も増えるし、河原のキャンプ場の人も増えると思うんです。温泉付きのキャンプ場のようなことでやったら、良いことはやっていったらいいんです。それが抜本的なものと違うんですか。白砂川整備事業の継続事業、どうなっているんですか。やっていく気があるんですか、ないんですか、町長、ここではっきり言ってください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 白砂川整備工事につきましては、先日、石川課長と共に山城南土木事務所に赴きまして、経過についての説明を聞いてまいったところでございます。近々、白砂川整備委員会の集まりを考えていると、そういうことをお聞きしました。その中で

完全にできあがっていない部分について、どのように考えているのか、どのように進めていくのか、そのような説明もいただきたいと思いますし、けっしてキャンプ場からいこいの館に繋がる新設道路はなくなることは思っておりません。粘り強く交渉を続けていきたいと思っております。これは地域主導型の工事でございますので、行政が主導して前捌きをして京都府にやっていただく事業ですので、何が問題なのか、どこがネックになって進まないのか、その辺をしっかりと洗い出して前に進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。指定管理者による条例改正であります、いこいの館の運営について、議会またはいこいの館運営対策特別委員会においても町長の明確な回答がなく、今回、条例の改正で指定管理を行うことですが、以前の質問でいこいの館の赤字に対して身銭を切っても支払い、補てんするかとの問いに対して、できないと返答されました。しかし、今回、町長先行のいこいの館経営検討委員会、2 月から 6 月開催の結果報告で、廃止することが適当である。また、いこいの館があるため経済効果が認められるならばとありました。いこいの館運営対策特別委員会、7 月 12 日開催の 21 期の決算報告書が提出されたが、約 1,000 万円の赤字、その折、検討委員会報告も加味してどうするのかの問いに対し、続行するとのことでありましたが、私は反対しました。自分の金を出さないが、公金なら出す考えは、あまりにも身勝手じゃないですか。指定管理にすると、管理料年間最高 2,400 万円支払うことになります。平成 17 年度以後、現在に至るまでふるさと基金から運営維持管理費に係る繰入金の交付が約 2 億円、当初 3 億円以上あったふるさと基金が残り 1 億 2,000 万円。管理料最高年 2,400 万円に、平成 18 年以来行われていない修理費が加算されると、あと 4 年で基金はなくなります。

いこいの館よりも町自体が問題。全国でただひとつの財政再生団体夕張、第二の夕張になるかも知れません。

高齢者の多い中、福祉、教育、職員の将来を考え、町長の任期中は持つかもしれませんが、5 年、10 年後を見通した大局的町運営に取り組むべきと判断し、反対します。以上です。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。僕、いろいろ言いましたけれど、副町長がおっしゃったように、和東町では和東茶カフェは年間売上を伸ばしていると、道の駅は 3 か月で 10 万人入ったと、そういう事実もこの近隣の町村であると。ということは確実にお客さんがいるんですよ、ニーズを拾えてないんですよ。この可能性があるうちは僕はまだやるべきだと、そういう思いを持っています。

ただ、今の進め方は不安は残ります。必ず募集要項を決める、募集要項を考える、それを練り合わす。その作業の時に、住民の声、僕たちの声を拾い上げてくれる措置がないことには、僕はなかなか難しいと。

この要望を聞いていただけるのであれば賛成したいと、賛成討論に代えさせていただきます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。原案に反対者の発言を許します。向出君。

3 番（向出健君） 3 番、向出です。議案第 24 号、いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件について、反対討論を行います。本議案に対する主な理由は、これまでの経緯、態様を見ていると、今後とてもサービスの向上など経営改善する見込みがあるとは思えないということです。

黒字化を前提とした場合には、よりよい業者を選ばなければならないというふうに考えますが、その点に関してもどのような条件を付けていくのか、当然、指定管理者制度を実施していく条例の可決前ですから、より個別具体的なものは提示しにくいという面がありますが、こういう条件、こういう方向性を示されるべきではないかと思いますが、きちとした説明はありませんでした。

また、さっきの赤字補てんの際にですね、町長の方は今後赤字については大丈夫だという意味の発言がされましたけれど、結局は赤字が続いているという状況があります。更に、このいこいの館の意義についてですね、先程赤字でも続けていくということ言われて、結局取り消すということもありましたけど、どういう意義があるのかということが、経済効果または福祉の効果といった場合には、先程も指摘しましたように、具体的な数字や根拠を示して情報提示をされるべきではなかったかと思いますが、現状ではされていないという状況です。税金を投入するからには、もっと丁寧な説明、情報提示、議論を踏まえて、そして住民の方の協力も求める方法が必要だと考えます。こうした努力をしていくことを求めて反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ほかにありませんか。原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5 番（大倉博君） 今回の議会は本当にいろいろと質問が出ました。本当に厳しい状況です。その中でいこいの館が平成 9 年に完成施行されて今年で 20 年、本来なら 20 年のイベントを盛大にいろんな行事を行っている筈です。失われた 20 年という言葉が以前ありましたが、笠置町はいこいの館でこの 20 年どう変わったのか。特に、平成 18 年 12 月議会において、ふるさと基金条例の一部改正が行われ、条例第 5 条の 2 項に財源不足が生じたときは処分できるという文言を加入してから、ふるさと基金の残金、平成 18 年 3 月現在ですが 3 億 9,000 万円ありました。現在 1 億 2,000 万円余り、実に 10 年余りで 2 億 7,000 万円が使われた。かたちとして残っているものは何もない。そのほとんどが人件費や光熱水費に使用された。今回、第三セクターから指定管理制度に変更しようとする条例案ですが、問題となるのは指定管理料の額、7 月 24 日の特別委員会に続いて行われた議会運営委員会において説明をいただいたが、指定管理の応募者確保の観点から、年間 2,400 万円で公募する予定と説明を受けた。指定管理者の後はサウンディング型市場調査という話も受けたが、町長の答弁を聞いていて、何ら戦略が見えてこない。

ふるさと基金の残額をみれば、このままでいけば 5 年でなくなる。その他、老朽化したいこいの館の改修などにも使用する場合がある。1 億 2,000 万円という基金はあっという間に無くなる。そして、一般会計からの支出も考えられる。地方交付税の約半数を占める笠置町として許されるのか。そして、ゆでガエルという言葉がありますが、我々の年代ぐらいは知りませんが、大丈夫、大丈夫と言い続けていたら、とうとう駄目になったという話なんです、この第三セクターの場合、基金からの支出は議会の承認がいりました。指定管理の場合、今回の条例が通過すれば、後は基本的に議会の承認はいらない。後は口座引き落としと同じである。

以前、日本創生会議は 2040 年には地方自治体の半数が消滅可能都市になると言われて久しい。笠置町は 2040 年には 693 人と予測されている。各地域で地方創生の様々な活動が行われているが、人口減少が本格化する 10 年後、20 年度、そうした活動はどれだけ成果をあげているだろうか。あるいは、それを行う人材がいるのであろうか。高齢化に伴う社会保障費の問題、特に後期高齢者の 2025 年問題が差し迫っている。

そのほか、インフラ整備などやるべきことが沢山ある。行政にはいろんなことをやる

べきことが沢山あります。先程夕張市の話も出ていましたけれど、やはり夕張市のように本当にならないだろうかという町民の方も、役場の職員も心配されているんじゃないですか。もしそうなれば、自分たちの給与のカットの問題、問題あります。ここにおられる２、３年で退職される方いざ知らず、これから１０年、２０年とですね、本当に役場の職員が困るのです。

そして、最後にここまでくれば慌てることはない。いこいの館の経営検討委員会も行われ、いこいの館の在り方の議論を重ねてきたが、町内関係者の代表委員から、いこいの館の存続を望む声もあったとあるが、指定管理料の年間の２，４００万円の話の説明されていたらどう思われていたのでしょうか。私は町民の方にも何人かにお聞きしました。指定管理制度をご存知の方です。慌てることは無い、もっと議論を重ねてほしい。また、学識経験者の会議は行政の諮問機関である。議会は拘束されたら困る。町民の方のアンケートなど、町民の方に納得をもらうのが一番である。これで私の反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。この採決は挙手によって行います。議案第２４号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手少数です。したがって、議案第２４号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件は否決されました。

この際、１０分間休憩します。

休 憩 午後３時２５分

再 開 午後３時３５分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第５、議案第２５号、和解及び損害賠償額の決定の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第２５号、和解及び損害賠償額の決定の件について、提案理由の説明を申し上げます。平成２７年３月に発生いたしました当町職員の公用車による交通事故について、このたび和解いただくこととなり、その和解及び損害賠償の額を決定するため、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いをいた

します。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。議案第25号、和解及び損害賠償額の決定の件につきまして、議案の説明をさせていただきます。先程町長から提案理由にありましたように、公用車による交通事故について和解いただくことになりましたので、その和解及び損害賠償額を決定するために提案させていただきました。内容につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。

議案第25号、和解及び損害賠償額の決定の件。公用車交通事故の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成29年7月31日提出。笠置町長、西村典夫。

記。

1、事故の概要。平成27年3月13日午前9時5分ごろ、笠置町居宅介護支援事業所に勤務する職員が、勤務場所（笠置町大字笠置小字隅田24番地）から公用車で伊左治医院（同大字笠置小字浜59番地の1）へ向かう途中、笠置郵便局前三叉路（同大字笠置小字市場26番地）で左折しようとした際、前方の車の存在は認識していたが、右側の安全確認をしたのち、カーブミラーと前方を確認せずに発進したため、前方に停止していた相手方の車に追突した。

2、和解及び損害賠償額の相手方。京都府相楽郡笠置町の在住の方。

3、和解内容及び損害賠償額。町と相手方との過失割合を10割対0割と認め、軽自動車の修繕費及び治療費等の損害賠償と、公用車の修繕費の合計190万9,554円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものであります。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。この賠償額の決定について、少しお尋ねします。地方自治法第96条第1項の13号の規定ですが、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることとなっていますね。それで今回出されたのですが、賠償額が190万9,554円とあるが、治療費と修理費はどのようなになっているのか説明願いたい。それとですね、事故内容について今回は人身が入っています。しかし、車同士の物損の場合は

どうなのか、今までなかったのか。あるとすればその処理はどうされたのか。町の条例に基づいて処理されましたが、もしあったとすれば、そして町の倫理規程の中で5条の3項、どのようにされるのか簡単にお答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、相手方さんの車の修繕費が約20万円程です。町の公用車の修理代が約19万円、以外が治療費となっています。ですので、140万円程度が治療費となっています。

町としての対応ですけれども、本来は地方自治法第96条でいきますと、町が和解する損害賠償の額を定めることにつきまして、少額であっても対人、対物に関わらず、本来は議会の議決が必要な案件となっておりました。ただ、こちらについては今迄対物の少額だけでありまして、こちらの認識不足から、議会の議決の案件とさせていただいていなかったということが実情でございます。今後は漏れのないように、今回同様、計上させていただきたいと思います。

もう1点、倫理規程の方ですけれども、今回、議決、和解いただきました後、職員には倫理規定上にあるような対応で処分というかたちになりますけれども、そういうことをする予定であります。

事故処理についてですが、平成28年度に公用車の交通事故に対しまして、職員に対して要綱を定めております。28年度以降はその要綱に基づきまして、事故の報告であったりというものを町の方に報告するように作っておりますし、規定を定める以前からでも公用車の事故については、町村会の保険の対応をしておりますので、必ず報告をするようにということで各課、管理職を通じて職員の方には通知していただいているというところです。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） こういう事故ですので、96条の中で報告をするとなっていますので、大きい事故であり、小さい事故であり、今までになかって、急に出てきたもので非常に異を感じました。今後とも車の事故があれば、人身に関係なく報告してもらいたい。事後でも結構ですからお願いしたいと思います。

28年度から事故無しということになっていますが、安全対策とか運行管理の適用は

十二分にされている結果が出て事故がないということになっていると思いますが、ただひとつ、この規定で先程言いました公務員倫理規程の5の3項、この書体についてですね、何故書体が小さいのか、私が目が悪いから読めないくらい小さい字で書かれているのですよ、このようなことをどのように処理され、条文を読んでおられるのか、副町長、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員のご指摘でございます。例規集の中で笠置町職員倫理規程だけが大変小さい文字になっておりまして、ポイントが小さいと言いますか、印刷されて非常に見えにくいというのが実態でございます。これについてどのような経緯でそのようなになったのかに関しましては、発行元と調査をいたしまして原因を追及いたしますが、今後、差し替えをさせていただく段階におきましては、見やすいように工夫させていただくことで努力をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出健君） 3番、向出です。事故の再発防止に向けまして、どういうことに取り組まれたか、もしくは取り組む予定なのかお答えをいただきたい。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。再発防止につきましては、毎年、町が加入している京都府の町村会の損害賠償保険の担当者の方が町の方に来ていただきまして、啓発活動を行っていただいております。DVDの鑑賞から笠置町での発生件数、対処の方法等を講義を願っているところです。本年度につきましても、先週の26日に実施したばかりです。これは毎年この時期に実施していただいております。先程、交通事故、交通違反につきましては、町の規程を定めましたので、それによりまして報告義務を職員に課しているところでしております。各課の管理職の方から職員に対して通知を廻していただいたり、正規職員だけではなく、アルバイト、臨時職員、嘱託職員全ての方につきまして、同じようにそれぞれの担当課の方から指導していただいているということです。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出健君） 3 番、向出です。先程、これまでの対物で少額の事故については議会の議決に上げてなかったと、本来はしなければいけないものを上げてなかったということですが、過去の公用車の事故についてですね、情報提示と議会議員等に示される予定はあるのでしょうか。その点お聞きいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。私の方で 26 年度、27 年度、28 年度は把握しております。金額、件数でよろしければご提示させていただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第 25 号、和解及び損害賠償額の決定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員です。したがって、議案第 25 号、和解及び損害賠償額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第 6、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成29年第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三

署名議員 大 倉 博